

○環境省令第 号

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）及び自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第十三号）の施行に伴い、並びに自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）及び自然環境保全法（昭和三十七年法律第八十五号）の規定に基づき、及びこれらの法律を実施するため、自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年 月 日

環境大臣 小沢 鋭仁

自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令

（自然公園法施行規則の一部改正）

第一条 自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 風景地保護協定及び公園管理団体（第十五条の四―第十五条の七）」を

「第三章 生
第四章 風

態系維持回復事業（第十五条の四―第十五条の九）

に、「第四章」を「第五章」に改

景地保護協定及び公園管理団体（第十五条の十一―第十五条の十三）」
める。

第一条から第九条までを次のように改める。

（国立公園事業の執行の同意又は認可）

第一条 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。）第十条第二項の同意又は同
条第三項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

（国立公園事業の執行の同意又は認可の申請）

第二条 法第十条第四項の執行の同意又は認可の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使
用する方法をもつて行うものとする。

2 法第十条第四項第六号に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 公園施設の構造（自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第
一条第七号の施設（以下「運輸施設」という。）にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らか

にするために必要な事項に限る。)

二 令第一条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 法第十条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する国立公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する国立公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類を除く。

一 個人にあつては、住民票の写し

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

五 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以

上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図

六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類
その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

八 事業資金を調達することができることを証する書類

九 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

十 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

十一 国立公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

十二 国立公園事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

4 前項の書類の添付については、第一項の規定の例による。

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更)

第三条 法第十条第六項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第十条第四項第一号に掲げる事項

二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間

四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

五 第二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項

(国立公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請)

第四条 法第十条第七項の規定による変更の同意又は認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更しようとする年月日

四 変更を必要とする理由

五 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 法第十条第八項において準用する同条第五項に規定する環境省令で定める書類は、第二条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る第二条第三項各号に掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第五条 法第十条第九項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更した年月日

四 変更を必要とする理由

(承継の同意又は承認の申請)

第六条 法第十二条第一項の規定による承継の同意を得ようとする者又は承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出するものとする。

一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその国立公園事業の全部を承継する法人(以下「合併法人等」という。)の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 国立公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 公園施設の種類

四 合併又は分割した年月日

五 合併又は分割した理由

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

- 二 第二条第三項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類
 - 三 合併契約書及び合併により消滅した国立公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書
- 3 法第十二条第二項の規定による相続の承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
- 一 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
 - 二 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日
 - 三 公園施設の種類
- 4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 第二条第三項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類
 - 二 被相続人との続柄を証する書類
 - 三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により国立公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(国立公園事業の休廃止の届出)

第七条 法第十三条の規定による届出は、国立公園事業を休止又は廃止しようとする日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類

三 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする国立公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法

四 廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い

2 前項の届出書には、第二条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

(同意又は認可の失効の届出)

第八条 法第十四条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類

三 失効した年月日

四 失効した理由

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

一 第二条第三項第三号及び第四号に掲げる書類

二 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類

(国定公園事業に関する規定の準用)

第九条 第一条、第二条及び第八条の規定は、法第十六条第二項の同意及び同条第三項の認可について、

第三条から第五条まで、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定は法第十六条第三項の認可を受けた者について、第三条から第七条までの規定は法第十六条第三項の認可を受けた者について準用する。この場合において、第一条、第二条、第四条、第六条及び第七条中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第二条第三項中「公共団体」とあるのは「都道府県以外の公共団体」と、第五条及び第六条中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第十条の見出し中「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同条第一項中「第十三条第三項、第十四条第三項又は第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十条第二項第一号中「五万分の一」を「二万五千分の一」に改める。

第十一条の見出し中「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同条第一項中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二條第三項第一号」に、「第二十条第一号イ(2)」を「第二十条第六号イ(4)」に、「第三条第四項、第十四条第四項及び第二十四条第四項」を「第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十条第四項」に改め、同項第二号イ中「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同条第二項中「第三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二條第三項第一号」に、「昭和五十年四月一日」を「その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和五十年四月一日」に、「海

中公園地区」を「海城公園地区」に改め、「その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者」を削り、「第十三条第三項、第十四条第三項又は第二十四条第三項の規定（以下「法第十三条第三項等の規定」という。）」を「第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定」に改め、同条第三項及び第四項中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に改め、同条第五項中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に改め、第二十一条第三項又は第二十二条第三項に、「第十三条第六項、第十四条第六項若しくは第二十四条第六項の規定（以下「法第十三条第六項等の規定」という。）」を「第二十条第六項、第二十一条第六項若しくは第二十二条第六項の規定」に改め、同条第六項中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に改め、同条第七項中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に改め

、同項第一号ハ中「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同条第八項中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二條第三項第一号」に改め、同条第九項中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二條第三項第一号」に改め、同項第七号口中「第十三条第三項等」を「第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二條第三項」に改め、同条第十項から第十二項までの規定中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二條第三項第一号」に改め、同条第十三項中「第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十二條第三項第一号」を「第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二條第三項第一号」に改め、「次のいずれか」を「次のとおり」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものではないこと。

第十一条第十三項第二号中ホをへとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から二十メートル以上離れていないこと。

第十一条第三十四項中「第十三条第三項各号、第十四条第三項各号及び第二十四条第三項各号」を「第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号及び第二十二条第三項各号」に改め、同項第三号中「第十三条第三項等」を「第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十三項中「海中公園地区」を「海域公園地区」に、「第十三条第三項各号、第十四条第三項各号又は第二十四条第三項各号」を「第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号又は第二十二条第三項各号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十二項を削り、同条第三十一項中「第二十四条第三項第六号」を「第二十二条第三項第六号」に、「第二十三項第一号」を「第二十四項第一号」に、「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項中「第二十四条第三項第四号」を「第二十二条第三項第四号」に、「第二十一項第三号及び第二十三項第一号」を「第二十

二項第三号及び第二十四項第一号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十九項中「第二十四条第三項第二号」を「第二十二条第三項第二号」に改め、同項第一号中「第二十三項第一号」を「第二十四項第一号」に改め、同項第二号中「海中公園地区」を「海城公園地区」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「第十四条第三項第四号から第六号まで及び第九号並びに第二十四条第三項第五号」を「第二十一条第三項第四号から第六号まで及び第十号並びに第二十二条第三項第五号及び第七号」に改め、「第十四条第四項及び第二十四条第四項」を「第二十一条第四項及び第二十二条第四項」に改め、「第二十三項第一号」を「第二十四項第一号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項中「第十四条第三項第三号及び令第十八条第一号」を「第二十一条第三項第三号及び第八号」に改め、同項第一号中「第二十三項第一号」を「第二十四項第一号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十六項中「第十四条第三項第二号、第七号及び第八号」を「第二十一条第三項第二号、第七号及び第九号」に改め、同項第一号中「第二十三項第一号」を「第二十四項第一号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項中「第十三条第三項第十三号及び第十四号」を「第二十条第三項第十六号及び第十七号」に改め、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、「第十三条第三項第十三号」を「第二十条第三項

第十六号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項中「第十三条第三項第十二号」を「第二十条第三項第十号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中「第十三条第三項第十号及び第十一号」を「第二十条第三項第十一号及び第十三号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の二項を加える。

25 法第二十条第三項第十二号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のいずれかとする。

- 一 前項第一号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 災害復旧のために行われるものであること。

26 法第二十条第三項第十四号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第二十四項第一号の規定の例によるほか、法第二十条第三項第十四号の規定により環境大臣が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでない

こととする。

第十一条第二十二項中「第十三条第三項第九号」を「第二十条第三項第十号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十三条第三項第八号」を「第二十条第三項第九号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、「第二十条第三項第三号」を「第二十二条第三項第三号」に改め、同項第一号ロを次のように改める。

ロ 海城公園地区

第十一条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十三条第三項第七号」を「第二十条第三項第八号」に改め、同項第二号中「(昭和四十五年法律第百三十七号)」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十三条第三項第六号」を「第二十条第三項第七号」に、「第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十三条第三項第五号」を「第二十条第三項第六号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「

第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項第二号中「第十三条第三項第五号又は第十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第六号又は第二十一条第三項第一号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十三条第三項第四号」を「第二十条第三項第五号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第三項」に改め、同項第三号中「第十三条第三項等」を「第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十一条第三項」に、「第十三条第六項等」を「第二十条第六項、第二十一条第六項又は第二十二条第六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十三条第三項第三号」を「第二十条第三項第四号」に、「第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号及び第二十二條第三項第一号」に改め、同項第一号中「第十三条第三項等」を「第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二條第三項第一号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三条第三項第三号」を「第二十条第三項第四号」に、「第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号及び第二十二條第三項第一号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」及び第二十二條第三項第一号」に、同項第一号中「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同項を同

条第十六項とし、同条第十四項中「第十三条第三項第二号」を「第二十条第三項第二号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項に次の一項を加える。

15 法第二十条第三項第三号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

二 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第十一条の二中「第十三条第三項第十三号」を「第二十条第三項第十六号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改める。

第十一条の三中「第十三条第五項」を「第二十条第五項」に改め、同条第三号二中「第十三条第三項第二号」を「第二十条第三項第二号」に、「第十三条第三項第三号及び第八号」を「第二十条第三項第四号及び第九号」に改め、同条第五号中「第十三条第三項第五号」を「第二十条第三項第六号」に改める。

第十二条中「第十三条第九項第三号」を「第二十条第九項第四号」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同条第六号中「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に改め、同条第十号の二中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条第十号の四の次に次の一号を加える。

十の五 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。

第十二条第十七号の次に次の十八号を加える。

十七の二 宅地の木竹を損傷（法第二十条第三項第三号の環境大臣が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）すること。

十七の三 自家用のために木竹を損傷すること。

十七の四 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の五 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の六 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の七 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

十七の八 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の九 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十一 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十二 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律

第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規

定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

十七の十三 国立公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十

八号）第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」

という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の

規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十七の十四 国定公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定

に基づき都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。）内におい

て、同法第二十八条の二第一項の規定により都道府県が行う保全事業又は同条第三項の規定により都

道府県知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十七の十五 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第三百十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

十七の十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、「犯罪の予防又は操作その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十八 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

十七の十九 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹

を損傷すること。

第十二条第二十七号の十を同条第二十七号の十六とし、同条第二十七号の七から第二十七号の九までを六号ずつ繰り下げ、同条第二十七号の六中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。）を」を「都道府県指定鳥獣保護区」に改め、同号を同条第二十七号の十二とし、同条第二十七号の五中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）を」を「国指定鳥獣保護区」に改め、同号を同条第二十七号の十一とし、同条第二十七号の四中「（平成十四年法律第八十八号）」を削り、同号を同条第二十七号の十とし、同条第二十七号の三中「（平成四年法律第七十五号）」を削り、「鳥獣」を「動物」に改め、同号を同条第二十七号の九とし、同条第二十七号の二を同条第二十七号の八とし、同条第二十七号中「第十三条第三項第十号」を「第二十条第三項第十号」に改め、同号の次に次の六号を加える。

二十七の二 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る植物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種

又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は損傷すること。

二十七の三 農業を営むために法第二十条第三項第十二号の規定により環境大臣が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（法第二十条第三項第十二号の環境大臣が指定する区域内において行うものに限る。以下次号において同じ。）。

二十七の四 森林の整備及び保全を図るために法第二十条第三項第十二号の規定により環境大臣が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

二十七の五 環境大臣が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（法第二十条第三項第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。

二十七の六 宅地内に木竹を植栽すること。

二十七の七 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

第十二条第二十七号の十六の次に次の四号を加える。

二十七の十七 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（法第二十条第三項第十四号の環境大臣が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（法第二十条第三項第十四号の環境大臣が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。

二十七の十八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

二十七の十九 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

二十七の二十 家畜を係留放牧すること（法第二十条第三項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

第十二条第二十九号の二中「通常行われる行為のために」を削り、同条第二十九号の十四中「立ち入ること」の下に「（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う

場合を含む。）」を加え、同条第二十九号の十五中「第十三条第三項第十三号」を「第二十条第三項第十
六号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、同条第二十九号の十六中「
第十三条第三項第十三号」を「第二十条第三項第十六号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条
第三項第一号」に、「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に、「第十四条第三項」を「第二十一条第
三項」に改め、同条第二十九号の二十七中「土地改良法」の下に「（昭和二十四年法律第九十五号）」
を加え、同条第二十九号の三十中「交通」を「、交通」に改め、同条第三十号から同条第三十三号を削り
、同条第三十四号を同条第三十号とし、同条第三十五条を同条第三十一号とする。

第十二条の二中「第十四条第五項」を「第二十一条第五項」に改め、「次に」を「次の各号に」に改め
、同条第二号中「第十四条第三項各号」を「第二十一条第三項各号」に改め、同条第三号中「第十四条第
三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、「第十三条第三項第五号」を「第二十条第三項第六号」
に改める。

第十三条中「第十四条第八項第三号」を「第二十一条第八項第四号」に改め、同条第一号中「から第二
十七号の十まで」を「、第二十七号の八から第二十七号の十六まで」に改め、同条第二十七号を同条第二

十八号とし、同条第二号の三を削り、同条第三号から同条第二十六号を次のように改める。

三 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

四 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可を受けて捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

五 国立公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による環境大臣の許可を受けて捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

六 国立公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

七 国立公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する

法律第二十八条の二第五項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

八 国定公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

九 国定公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により都道府県が行う保全事業又は同条第四項の規定により都道府県知事に協議し、その同意を得た保全事業として捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

十 遭難者の救助に係る業務を行うために犬を放つこと。

十一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

十二 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ 警察犬その他これと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

十一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第一項に規定する漁業権（同条第五項第一号に規定する第一種共同漁業又は同項第五号に規定する第五種共同漁業に係るものに限る。）の存する水面において、漁業の免許を受けた者が当該漁業権に係る水産動植物を放ち、植栽し又はまくこと。

十二 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第二十条第一項の規定により農林水産大臣が定める人工ふ化放流に関する計画又は道県知事が定める人工ふ化放流に関する計画に基づきさけ又はますを放流すること。

十三 特別保護地区内で捕獲した動物又は採取した動物の卵を捕獲又は採取後直ちに当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

十四 道路、社寺境内地等において清掃のために行う法第二十一条第三項第六号又は第七号に掲げる行為

十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定

外来生物である木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

十六 認定保護増殖事業等の実施のために木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十八 森林の保護管理及び森林施業を目的とする調査のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十九 漁業を営むために動力船を使用すること。

二十 漁業取締のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十一 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とする調査を含む）

）のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十二 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された

土地の監視のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十三 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十四 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十六 土地改良法第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

第十三条第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の防止又は捜査その他の公共の

秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

第十三条の十六第一項中「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条第三項中「第二十条第一項」を「第三十三条第一項」に、「行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、行為の目的、行為地及びその附近の状況並びに行為の完了予定日」を「次の各号に掲げるもの」に改め、同項に次の四号を加える。

一 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 行為の目的

三 行為地及びその付近の状況

四 行為の完了予定日

第十三条の十六を第十三条の十七とする。

第十三条の十四及び第十三条の十五を削る。

第十三条の十三第一項中「第二十三条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第十三条の五又は第十三

条の七」を「第十三条の七又は第十三条の九」に、「第十九条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第十三条の十六とする。

第十三条の十二中「第十九条第五項」を「第二十七条第五項」に、「第二十一条第二項若しくは第三項」を「第二十九条第二項若しくは第三項」に改め、同条を第十三条の十五とする。

第十三条の十一中「第十九条第四項」を「第二十七条第四項」に改め、同条を第十三条の十四とする。

第十三条の十第一項中「第十九条第二項前段」を「第二十七条第二項前段」に改め、同条第二項中「第十九条第二項後段」を「第二十七条第二項後段」に改め、同条を第十三条の十三とする。

第十三条の九第一項中「第十九条第一項前段」を「第二十七条第一項前段」に改め、同条第二項中「第十九条第一項後段」を「第二十七条第一項後段」に改め、同条を第十三条の十二とする。

第十三条の八第一項中「第十七条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十三条の八第二項中「次に掲げる書類を添付しなければならない」を「次の各号に掲げる書類を添付

するものとする」に改め、同項第五号中「第十七条第三項各号」を「第二十五条第三項各号」に改め、同条を第十三条の十一とする。

第十三条の七中「第十六条第五項」を「第二十四条第五項（同条第八項において準用する場合を含む）

）」に改め、同条第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 再交付を必要とする枚数（法第二十四条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

第十三条の七を第十三条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

（他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件）

第十三条の十 法第二十四条第七項に規定する環境省令で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入りが、法第二十四条第一項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとする。

第十三条の六第一項中「第十六条第四項」を「第二十四条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第三号中「立入認定証」を「立入りの認定」に改め、同条第二項中「第十三条の

四第四号」を「第十三条の六第四号」に改め、同条を第十三条の八とする。

第十三条の五第一項中「第十六条第二項」を「第二十四条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数（法第二十四条第七項の認定に係る申請を行う場合に
限る。）

第十三条の五第二項中「利用者」を「申請者」に改め、同条を第十三条の七とする。

第十三条の四中「第十六条第一項第二号」を「第二十四条第一項第二号」に改め、同条第一号中「人数」の下に「又は船舶（ろかい又は主としてろかいをもつて運転する舟を含む。）の隻数」を加え、同条を第十三条の六とする。

第十三条の三中「第十五条第三項第五号」を「第二十三条第三項第六号」に改め、同条第一号イ中「第十七号」の下に「、第十七号の七、第十七号の十一から第十七号の十四まで、第十七号の十六」を加え、「第二十七号の三から第二十七号の八まで」を「第二十七号の二、第二十七号の五、第二十七号の九から

第二十七号の十四まで」に、「第二十九号の二十八又は第三十号」を「又は第二十九号の二十八」に改め、同号口中「第二十七号の二」を「第二十七号の八」に改め、同条第二号イ中「第二十七号の三から第二十七号の八まで」を「第二十七号の九から第二十七号の十四まで」に、「第二号、第二号の二、第三号から第五号まで又は第十五号から第二十二号まで」を「第二号から第九号まで又は第十五号から第十八号まで」に改め、同号口中「第十二条第二十七号の二」を「第十二条第二十七号の八」に改め、同条第二十三号を同条第二十五号とし、同条第二十二号を同条第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 環境省又は都道府県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

第十三条の三中第二十一号を第二十二号とし、第三号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 海城公園地区内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第十三条の三第二号、第三号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第八号（航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第九号、第十一号、第十五号から第十八号まで又は第二十二号か

ら第二十五号までに掲げる行為

ロ 漁業を営むために行う第十三条の三第四号、第六号及び第七号に掲げる行為

第十三条の三を第十三条の五とし、第十三条の二を第十三条の四とし、第十三条の次に次の二条を加える。

(許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の海域公園地区に係る行為)

第十三条の二 法第二十二条第五項に規定する環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 その容積が三万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その容積が三万立方メートルを超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。）

二 面積が二十ヘクタールを超える海面の埋立て若しくは干拓又は海底の形状の変更

三 指定湿地又は指定世界遺産区域内において行われる法第二十二条第三項各号（第六号を除く。）に掲げる行為

四 海域公園地区の区域内に指定湿地又は指定世界遺産区域内の全部又は一部が含まれる場合にあつては、当該海域公園地区内において行われる法第二十二条第三項第六号に掲げる行為

(海城公園地区内における許可又は届出を要しない行為)

第十三条の三 法第二十二條第八項第三号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第十二條第六号の三、第二十二号の二又は第二十二号の八から第二十二号の十一までに掲げる行為
- 二 港湾法第二條第六項の規定により港湾施設とみなされた外郭施設又は係留施設であつて、海城公園地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は法第二十二條第三項の許可を受けて設置されたもの(法第六十八條第一項の規定による協議を了して設置されたものを含む。)を改築し、又は増築すること(既存の施設の規模と同程度のものに限る。)
- 三 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設又は気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設を改築し、又は増築すること。
- 四 海底の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 五 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十六條の規定に基づき大学が附置する臨海実験所

等の研究施設における研究計画又は正規の教育課程（都道府県知事に届け出たものに限る。）に基づいて行う法第二十二條第三項第二号に掲げる行為

六 藻場、干潟等における海底の底質等を改善するための耕耘その他海底の形状の変更で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの

七 専ら海上の航行の用に供する船舶を係留すること。

八 法令の規定により航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を係留し、又は気象、地象若しくは水象の観測に必要な機器を係留すること。

九 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるため、必要な応急措置として仮工作物を新築し、又は物を係留すること。

十 敷設又は修理中の電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百四十條第一項に規定する水底線路の位置を示す浮標を係留すること。

十一 水産資源保護法第十七條第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

十二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十二條の規定による保安規程に基づき、電気工

作物を点検し、又は検査するために必要な行為

十三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第一号に規定する船舶又は同条第十号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。

十四 森林施業のために動力船を使用すること。

十五 漁港漁場整備法第四条に規定する漁港漁場整備事業を実施するために動力船を使用すること。

十六 漁港漁場整備法第二十六条の規定により漁港管理者が、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理を行うために動力船を使用すること。

十七 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第三条第一項の規定により遊漁船業の登録を受けた者が、同法第二条第一項に規定する遊漁船業を行うために動力船を使用すること。

十八 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第四条の規定により一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可を受けた者がそれぞれ一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業を行うために動力船を使用すること。

十九 港湾法第二条第三項に規定する港湾区域、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域又は同

法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域において動力船を使用すること。

二十 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために動力船を使用すること。

二十一 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第二条第二項に規定する海岸漂着物等及び海域におけるごみその他の汚物又は不要物の収集又は運搬を行うために動力船を使用すること。

二十二 外国船舶が海洋法に関する国際連合条約第十九条に定めるところによる無害通航である航行として動力船を使用すること。

二十三 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるために動力船を使用すること。

二十四 自衛隊がその任務を遂行するために動力船を使用すること。

二十五 郵便物の収集、運送及び配達を行うために動力船を使用すること。

二十六 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務

を行うために動力船を使用すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為

二十八 前各号に掲げる行為に付帯する行為

第十四条中「第二十六条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に改め、同条第一号中「海面」を「海域」に改め、同条第二号中「海面の区域」を「海域の区域」に改め、同条第三号中「海中公園地区」を「海域公園地区」に、「海面」を「海域」に改める。

第十五条中「第二十六条第七項第三号」を「第三十三条第七項第四号」に改め、同条第一号中「第十号の四」を「第十号の五」に、「第十三条の十五第二号、第六号、第八号、第九号若しくは第十一号」を「第十三条の三第二号から第四号まで、第六号、第九号、第十一号、第十二号若しくは第二十七号」に改める。

第十五条の二第一項中「第十三条第六項から第八項まで、第十四条第六項若しくは第七項又は第二十四条第六項若しくは第七項」を「第二十条第六項から第八項まで、第二十一条第六項若しくは第七項又は第二十二条第六項若しくは第七項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十五条の二第二項中「第十三条第七項、第十四条第七項又は第二十四条第七項」を「第二十条第七項、第二十一条第七項又は第二十二条第七項」に改める。

第十五条の三第一項中「第十三条第三項、第十四条第三項若しくは第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項」に、「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条第三項中「第十三条第三項、第十四条第三項若しくは第二十四条第三項」を「法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項」に、「第十三条第六項若しくは第八項、第十四条第六項、第二十四条第六項若しくは第二十六条第一項」を「第二十条第六項若しくは第八項、第二十一条第六項、第二十二条第六項若しくは第三十三条第一項」に改める。

第二十条を次のように改める。

(権限の委任)

第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所に委任する。ただし、第五号、第十二号、第十五号、第十六号、第十八号（法第四十条第四号に規定する権

限に限る。）及び第十九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十条第六項、第九項及び第十項に規定する権限（次の掲げる行為に係るものに限る。）

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

ロ 特別地域（特別保護地区を除く。）において執行される公園事業に係る施設の位置、規模又は構造の変更

ハ 特別保護地区又は海域公園地区において執行される公園事業に係る施設の構造の変更（施設の位置の変更又は規模の拡大を伴うものを除く。）

ニ 特別保護地区又は海域公園地区において執行される公園事業に係る施設の位置、規模又は構造の変更であつて、変更後の施設の水平投影面積が千平方メートル以下のもの（ハに掲げるものを除く。）

ホ 公園施設の管理又は経営の方法の変更

ヘ 令第一条第一号から第九号までに掲げる公園施設の供用開始の予定年月日の変更

ト 工事の施行の予定期間の変更

二 法第十二条第一項及び第二項に規定する権限

三 法第十三条に規定する権限

四 法第十四条第二項に規定する権限

五 法第十七条第一項に規定する権限

六 法第二十条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）及び第六項から第八項までに規定する権

限

イ 法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) その高さ（増築にあつては、増築部分の高さをいう。以下この号、次号イ(1)において同じ。）

又は水平投影面積（増築にあつては、増築部分の水平投影面積をいう。以下この号、次号イ(1)及び第八号イ(1)において同じ。）が、第十一条第三十五項の規定により環境大臣が定めた基準に適合した工作物の新築又は増築

(2) その高さが二十五メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が四千平方メートル以下である工作物の新築又は増築（(3)から(6)までに掲げるものを除く。）

(3) その水平投影面積が四千平方メートル以下である道路（法面等道路付帯施設を含む。）の新築又は増築

(4) その高さ（建築設備を除いて算定した高さをいう。）が十三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が二千平方メートル以下である建築物の新築又は増築

(5) 電柱（電話柱を含む。）の新築又は増築

(6) 住宅及び仮工作物の新築又は増築

(7) 工作物の改築

ロ 法第二十条第三項第二号及び第三号に掲げる行為

ハ 法第二十条第三項第四号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) ボーリング機械を用いて行う土石の採取（地熱開発として行うものを除く。）

(2) 掘採又は採取する量が一立方メートル以下の鉱物の掘採又は土石の採取

(3) 河川、湖沼及び海岸にたい積した砂利の採取（採取の場所が採取前の状態に復することが確実にであると認められるものに限る。）

- (4) 法第二十条第三項の規定による許可を受け、現に露天掘りによる土石の採取を行つてゐる者がその採取を行つてゐる土地に隣接した土地において生業の維持のために行う土石の採取
- ニ 法第二十条第五号に掲げる行為（法第二十条第三項の規定による許可を受け、現に水位又は水量に増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。）
- ホ 法第二十条第三項第六号から第八号までに掲げる行為
- ヘ 法第二十条第三項第九号に掲げる行為（埋立て又は干拓をする土地の水平投影面積が千平方メートル以下のもの（普通地域にまたがつて行われるものにあつては、普通地域内の埋立て又は干拓の面積を含めた水平投影面積が千平方メートル以下のもの）に限る。）
- ト 法第二十条第三項第十号に掲げる行為（土地の形状を変更する面積が一万平方米メートル以下のものに限る。）
- チ 法第二十条第三項第十一号から第十七号までに掲げる行為
- 七 法第二十一条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限
- イ 法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) その高さが十三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である工作物の新築又は増築（(2)に掲げるものを除く。）

(2) 仮工作物の新築及び増築

(3) 工作物の改築

(4) 第十二条第一号から第六号の二まで、第七号から第八号まで及び第十号から第十号の五までに掲げる行為

ロ 法第二十条第三項第二号に掲げる行為

ハ 法第二十条第三項第四号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) 掘採又は採取する量が一立方メートル以下の鉱物の掘採又は土石の採取

(2) 河川、湖沼又は海岸にたい積した砂利の採取（採取の場所が採取前の状態に復することが確実にであると認められるものに限る。）

(3) 第十二条第十八号から第二十号までに掲げる行為

ニ 法第二十条第三項第五号に掲げる行為（法第二十条第三項の規定による許可を受け、現に水位又

は水量に増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。）

ホ 法第二十条第三項第六号、第七号及び第十五号、法第二十一条第三項第二号から第十号までに掲げる行為

ヘ 第十二条第二十一号、第二十二号及び第二十八号に掲げる行為

八 法第二十二条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限

イ 法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) その水平投影面積が十平方メートル以下である工作物の新築又は増築

(2) 工作物の改築

(3) 第十二条第一号から第六号の二まで及び第七号から第十号の五までに掲げる行為

ロ 法第二十条第三項第四号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) 試験研究又は学術研究を目的とし、かつ、掘採又は採取する量が一立方メートル以下の鉱物の

掘採又は土石の採取（ボーリング機械を用いて行うものを除く。）

(2) 第十二条第十八号から第二十号までに掲げる行為

- 八 法第二十条第三項第七号並びに第二十二条第三項第二号、第五号から第七号に掲げる行為
- 九 法第二十三条第三項第七号に規定する権限
- 十 法第二十四条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項に規定する権限
- 十一 法第二十七条第五項に規定する権限
- 十二 法第三十条第一項に規定する権限
- 十三 法第三十二条に規定する権限（地方環境事務所長の許可に係るものに限る。）
- 十四 法第三十三条第一項、第二項、第四項及び第六項に規定する権限
- 十五 法第三十四条第一項及び第二項に規定する権限（地方環境事務所長の許可に係るものに限る。）
- 十六 法第三十五条第一項及び第二項に規定する権限
- 十七 法第三十九条第二項、第三項、第六項及び第九項に規定する権限
- 十八 法第四十条に規定する権限
- 十九 法第四十二条に規定する権限
- 二十 法第六十二条第一項及び第二項に規定する権限

二十一 法第六十七条第三項に規定する権限（第一号口からホまでに掲げる行為に係るものに限る。）

二十二 法第六十八条第一項（第六号イからチまで、第七号イからヘまで及び第八号イからハまでに掲げる行為に係る協議に関する部分に限る。）、第三項及び第四項に規定する権限

二十三 第十条第四項に規定する権限

二十四 第十二条第三十号に規定する権限

二十五 第十三条の八第二項に規定する権限

二十六 第十五条第十六号に規定する権限

第十九条中「第五十六条第二項」を「第六十八条第二項」に改め、同条第三号中「海中公園地区」を「海城公園地区」に、「第十三条の十四各号」を「第十三条の二各号」に改める。

第十八条中「第五十四条第二項」を「第六十六条第二項」に改める。

第十七条中「第五十二条第二項」を「第六十四条第二項」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十六条中「第二十二条第二項、第二十八条第三項、第三十条第三項若しくは第五十条第四項又は令第

十二条第二項（令第十六条及び第十七条において準用する場合を含む。）を「第十七条第二項、第三十条第二項、第三十五条第三項、第三十七条第三項又は第六十二条第四項」に改める。

第四章を第五章とする。

第十五条の四中「第三十一条第三項第三号」を「第四十三条第三項第三号」に改め、同条を第十五条の十とする。

第十五条の五中「第三十二条第一項」を「第四十四条第一項」に、「第三十五条」を「第四十七条」に改め、同条を第十五条の十一とする。

第十五条の六中「第三十四条」を「第四十六条」に、「第三十五条」を「第四十七条」に改め、同条を第十五条の十二とする。

第十五条の七中「第三十七条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「第三十八条各号」を「第五十条各号」に改め、同条を第十五条の十三とする。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 生態系維持回復事業

(国立公園における生態系維持回復事業の確認)

第十五条の四 地方公共団体が、法第三十九条第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することに
ついて、環境大臣の確認を受けるものとする。

- 一 その行う生態系維持回復事業が国立公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
 - イ 生態系の状況の把握及び監視
 - ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - ヘ 前各号に掲げる事業に必要な調査等

(国立公園における生態系維持回復事業の認定)

第十五条の五 国及び地方公共団体以外の者が、法第三十九条第三項の認定を受ける場合は、次の各号に

該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人又は被保佐人

ロ この法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が国立公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからへまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第十五条の六 法第三十九条第四項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、書面を提出する方法

又は電子情報処理組織を使用する方法をもつて行うものとする。

2 法第三十九条第四項第四号に規定する環境省令で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 法第三十九条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
- 二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

4 前項の書類の添付については、第一項の規定の例による。

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第十五条の七 法第三十九条第六項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第十五条の八 法第三十九条第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次の各号に

掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更を必要とする理由

(国定公園における生態系維持回復事業の確認及び認定)

第十五条の九 第十五条の四から前条までの規定は、国定公園における生態系維持回復事業の確認及び認定について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国立公園」とあるのは「国定公園」と、第十五条の四中「地方公共団体」とあるのは「都道府県以外の地方公共団体」と、「法第三十九条第二項」とあるのは「法第四十一条第二項」と、第十五条の五中「法第三十九条第三項」とあるのは「法第四十一条第三項」と読み替えるものとする。

附則第四項中「第十三条第三項第二号」を「第二十条第三項第二号」に改める。

附則第五項第一号イ中「第十三条第三項若しくは第二十四条第三項」を「第二十条第三項若しくは第二十二條第三項」に、「第二十六条第一項」を「第三十三條第一項」に改め、同号口中「住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」に改め、同項第二号イ中「第二十六条第二項」を「第三十三條第二項」に、「第二十七条」を「第三十四條」に改め、同号口中「住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」に改め、同項第三号イ中「第二十八条第一項」を「第三十五條第一項」に、「報告の徴収」

を「報告徴収」に、「立入り、検査若しくは調査」を「立入検査若しくは立入調査」に、同号口中「住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」に改める。

附則第六項中「立入り、検査及び調査」を「立入検査及び立入調査」に、「第二十八条第三項」を「第三十五条第三項」に改める。

様式五（一）及び様式五（二）を削る。

様式第四（表）中「第五十条」を「第六十二条」に改め、同様式（裏）中「第五十条」を「第六十二条」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に、「第七十三条」を「第八十六条」に、「一〇九（省略）」を「一〇十（省略）」に、「十 第五十条第五項」を「十一 第六十二条第五項」に改め、同様式を様式第五とする。

様式第三（表）中「第三十条」を「第三十七条」に改め、同様式（裏）中「第三十条」を「第三十七条」に、「海中公園地区」を「海城公園地区」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に、「第七十三条」を「第八十六条」に、「一〇七（省略）」を「一〇八（省略）」に、「八 国立

公園」を「九 国立公園」に、「第三十条第一項第一号」を「第三十七条第一項第一号」に、「九 国立公園」を「十 国立公園」に、「第三十条第二項」を「第三十七条第二項」に、「十 (省略)」を「十 (省略)」に改め、同様式を様式第四とする。

様式第二(表)中「第二十八条」を「第三十五条」に改め、同様式(裏)中「報告の徴収」を「報告徴収」に、「第二十八条」を「第三十五条」に、「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号若しくは第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項第七号」に、「第二十六条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項、第二十六条第二項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二條第三項、第二十三條第三項第七号、第三十三條第二項」に、「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ、又は第十三条第三項各号、第十四条第三項各号、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項各号若しくは第二十六条第一項各号」を「立ち入り、第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号、第二十二條第三項各号若しくは第二十三條第三項第七号若しくは第三十三條第一項各号」に、「に規定する職員」を「の規定による立入検査又は立入調査をする職員」に、「関係者の請求

があるときは、これを」を「関係者にこれを」に、「第七十三条」を「第八十六条」に、「一〇六（省略）」を「一〇七（省略）」に、「七 第二十八条第二項」を「八 第三十五条第二項」に改め、同様式を様式第三とする。

様式第一（表）中「第二十二条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同様式（裏）中「報告の徴収」を「報告徴収」に、「第二十二条」を「第三十条」に、「第十六条から第二十三条まで」を「第二十四条から第三十一条まで」に、「第七十三条」を「第八十六条」に、「一・二（省略）」を「一〇三（省略）」に、「三 第二十二条第一項に規定する」を「四 第三十条第一項の規定による」に改め、同様式を様式第二とし、附則の次に次の一様式を加える。

(表)

この証明書を携帯する者は、自然公園法第十七条第一項に規定する立入検査等を行う職員である。	第 号
官職 氏 名	身 分 証 明 書
年 月 日交付	環境大臣 (都道府県知事) 印

(裏)

自然公園法(抄)

(報告徴収及び立入検査)

第十七条 環境大臣は第十条第三項の認可を受けた者に対し、都道府県知事は前条第三項の認可を受けた者に対し、この節の規定の施行に必要な限度において、その国立公園事業若しくは国定公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その国立公園事業若しくは国定公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(以下省略)

様式第六（表）中「第二十八条」を「第三十五条」に改め、同様式（裏）中「報告の徴収」を「報告徴収」に、「第二十八条」を「第三十五条」に、「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号若しくは第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項第七号」に、「第二十六条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項、第二十六条第二項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二條第三項、第二十三條第三項第七号、第三十三條第二項」に、「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ、又は第十三条第三項各号、第十四条第三項各号、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項各号若しくは第二十六条第一項各号」を「立ち入り、第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号、第二十二條第三項各号、第二十三條第三項第七号若しくは第三十三條第一項各号」に、「に規定する職員」を「の規定による立入検査又は立入調査をする職員」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に、「第七十三条」を「第八十六条」に、「一〇六（省略）」を「一〇七（省略）」に、「七 第二十八条第二項」を「八 第三十五条第二項」に、「第五十二条第二項」を「第六十四条第二項」に、「第二十八条第一項」を「第三十五条第一項」に、「報告の徴収」を「報告徴

収」に、「立入り、検査及び調査」を「立入検査及び立入調査」に改める。

(自然環境保全法施行規則の一部改正)

第二条 自然環境保全法施行規則(昭和四十八年総理府令第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改める。

第十七条第一号ハ(ル)中「第十号及び第十九条第八号」を「第十三号及び第十九条第十一号」に改め、同条第十一号を同条第十四号とし、同条第十号を同条第十三号とし、同条第九号を同条第十二号とし、同条第八号の次に次の三号を加える。

九 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十一 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第十八条中「第二十五条第十項第二号」を「第二十五条第十項第三号」に改め、同条第十号を同条第十二号とし、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、「犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。」

第十九条中「第二十五条第十項第三号」を「第二十五条第十項第四号」に改め、同条第十号中「第三号を」を「第六号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第九号を同条第十二号とし、同条第八号を同条第十一号とし、同条第七号を同条第十号とし、同条第六号の次に次の三号を加える。

七 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

ホ 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ヘ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

チ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

リ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第三百十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

又 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

ル 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

ヲ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

八 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて次に掲げるもの

イ 森林の整備及び保全を図るために法第二十五条第四項第四号の規定により環境大臣が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（法第二十五条第四項第四号の環境大臣が指定する区域内において行うものに限る。）。

九 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの

イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（法第二十五条第四項第五号の環境大臣が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（法第二十五条第四項第五号の環境大臣が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。

ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定

外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

ハ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの

(1) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(2) 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する野生鳥獣による被害を防ぐために犬を放つこと。

第二十条中「第二十六条第三項第四号」を「第二十六条第三項第五号」に改める。

第二十一条中「第二十六条第三項第五号」を「第二十六条第三項第六号」に改め、同条第一号中「第九号イ」を「第十二号イ」に、「第九号ハ」を「第十二号ハ」に改める。

第二十二条中「第二十六条第三項第六号」を「第二十六条第三項第七号」に改める。

第二十三条の見出し中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改め、同条第七号中「熱帯魚」を「環境大臣が指定する区域内において、熱帯魚」に、「海そうその他これらに類する」を「海藻その他の」に改め、「動植物で」の下に「、当該区域ごとに」を、「環境大臣が」の下に「農林水産大臣の同意を得て」を加え、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 環境大臣が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること。

当該動力船の使用の方法及び規模が、使用の行われる海域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第二十四条の見出し中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改め、同条中「第二十七条第九項第二号」を「第二十七条第九項第三号」に改め、同条第二号中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改め、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 自衛隊がその任務を遂行するために動力船を使用すること。

四 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、「犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために動力船を使用すること。」

第二十五条の見出し中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改め、同条中「第二十七条第九項第三号」を「第二十七条第九項第四号」に改め、同条第一号及び第五号中「海中特別地区」を「海域特別地区」

に改め、同条第十五号を同条第二十七号とし、同条第十四号を同条第二十六号とし、同条第十三号の次に次の十二号を加える。

十四 森林施業のために動力船を使用すること。

十五 漁港漁場整備法第四条に規定する漁港漁場整備事業を実施するために動力船を使用すること。

十六 漁港漁場整備法第二十六条の規定により漁港管理者が、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理を行うために動力船を使用すること。

十七 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第三条第一項の規定により遊漁船業の登録を受けた者が、同法第二条第一項に規定する遊漁船業を行うために動力船を使用すること。

十八 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第四条の規定により一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可を受けた者がそれぞれ一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業を行うために動力船を使用すること。

十九 港湾法第二条第三項に規定する港湾区域、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域又は同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域において動力船を使用すること。

- 二十 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために動力船を使用すること。
- 二十一 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第二条第二項に規定する海岸漂着物等及び海域におけるごみその他の汚物又は不要物の収集又は運搬を行うために動力船を使用すること。
- 二十二 外国船舶が海洋法に関する国際連合条約第十九条に定めるところによる無害通航である航行として動力船を使用すること。
- 二十三 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるために動力船を使用すること。
- 二十四 郵便物の収集、運送及び配達を行うために動力船を使用すること。
- 二十五 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために動力船を使用すること（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）。
- 第二十八条中「第二十八条第六項第三号」を「第二十八条第六項第四号」に改める。
- 第二十九条中「第二十八条第六項第四号」を「第二十八条第六項第五号」に、同条第六号二中「第十九条第九号二」を「第十九条第十二号二」に改める。

第三十条の次に次の五条を加える。

(生態系維持回復事業の確認)

第三十条の二 地方公共団体が、法第三十条の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の確認を受けるものとする。

- 一 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
 - イ 生態系の状況の把握及び監視
 - ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - ヘ 前各号に掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第三十条の三 国及び地方公共団体以外の者が、法第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人又は被保佐人

ロ この法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからへまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第三十条の四 法第三十条の三第四項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法をもつて行うものとする。

2 法第三十条の三第四項第四号に規定する環境省令で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 法第三十条の三第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法を記載した生態系維持回復事業実施計画書

4 前項の書類の添付については、第一項の規定の例による。

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第三十条の五 法第三十条の三第六項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、同条第四項第

一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第三十条の六 法第三十条の三第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次の各号

に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更を必要とする理由

第三十四条中「第二十六条第三項第六号」を「第二十六条第三項第七号」に改める。

第三十七条第六号中「第二十六条第三項第六号」を「第二十六条第三項第七号」に改め、同条第十六号中「第二十五条第六号及び第七号」を「第二十五条第六号、第七号及び第十九号」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十五号を同条第十八号とし、同条第十四号中「第八号リ」を「第十一号リ」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十一号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、同条第十号の次に次の三号を加える。

十一 法第三十条の三第二項、第三項、第六項及び第九項に規定する権限

十二 法第三十条の四に規定する権限

十三 法第三十条の五に規定する権限

様式第一（裏）中「行なう」を「行う」に、「一に」を「いずれかに」に、「五十万円」を「百万円」に、「第十四号」を「第十六号」に、「とる」を「執る」に、「海中特別地区」を「海域特別地区」に改める。

様式第二（裏）中「第二十六条第三項第六号」を「第二十六条第三項第七号」に、「一に」を「いずれ

かに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

様式第三（裏）中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

（旧規則の規定に基づく手続に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の自然公園法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりされている同意又は認可の申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この省令の施行後は、この省令による改正後の自然公園法施行規則（以下「新規則」という。）の相当規定に基づいて、新規則の規定により提出されている同意又は認可の申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面とみなす。

（供用開始期日の延期の承認申請書等に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に改正前の自然公園法施行令（以下「旧施行令」という。）第四条第二項の規定により申請しなければならないこととされている供用開始期の延期の承認申請書については、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の際現に旧施行令第五条の規定により届け出なければならないこととされている管理又は経営方法の変更については、なお従前の例による。

第五条 この省令の施行前に発生した事項につき旧施行令第十一条（旧施行令第十六条及び第十七条において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないこととされている届出書の記載事項又は添付書類については、なお従前の例による。

（自然公園法施行令第一条第七号の施設に関する経過措置）

第六条 この省令の施行前に改正前の自然公園法第九条第二項若しくは第三項又は第十条第二項若しくは第三項の公園事業の執行の同意又は認可を受けた自然公園法施行令第一条第七号の施設については、改正後の自然公園法第十条第四項第五号に掲げる事項に係る変更について同意又は認可の申請書の提出を要しない。

(行為の許可基準に関する経過措置)

第七条 新規則第十一条及びこの省令による改正後の自然環境保全法施行規則第十七条の規定は、この省令の施行後にされる自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項及び自然環境保全法第二十五条第六項又は第二十三条の規定による許可の申請について適用し、この省令の施行前にされたこれらの規定による許可の申請については、なお従前の例による。

(処分、申請等に関する経過措置)

第八条 この省令の施行前に環境大臣が法令の規定によりした許可その他の処分又は通知その他の行為（以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

(様式に関する経過措置)

第九条 この省令の施行前に交付されたこの省令による旧規則様式第一、様式第二、様式第三、様式第四及び様式第六による証明書、及びこの省令による改正前の自然環境保全法施行規則様式第一、様式第二及び

様式第三は、その有効期間内においては、新規則の規定による証明書とみなす。

(国立公園集団施設地区等管理規則の一部改正)

第十条 国立公園集団施設地区等管理規則(昭和二十八年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二十九条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法施行規則の一部改正)

第十一条 湖沼水質保全特別措置法施行規則(昭和六十年総理府令第七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四号中「保全事業として行う行為」の下に「、同法第三十条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業として行う行為」を加え、「第二十六条第三項第六号」を「第二十六条第三項第七号」に改め、同条第五号中「第九條若しくは第十条」を「第十条若しくは第十六條」に改め、「公園事業として行う行為」の下に「、同法第三十九条第一項又は第四十一条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定を受けた生態

系維持回復事業として行う行為」を加え、「第三十一条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十七条第一項」を「第四十九条第一項」に、「第十三条第三項若しくは第十四条第三項」を「第二十条第三項若しくは第二十一条第三項」に、「第五十六条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に、「第五十六条第三項」を「第六十八条第三項」に改め、同条第十九号中「同法」を「同条」に改める。

（廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第十二条 廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第三号ト中「第五十九条」を「第七十二条」に改める。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第七号ニ中「第十四条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

（地方環境事務所組織規則の一部改正）

第十四条 地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「海中特別地区」を「海域特別地区」に、同条第十八号を第二十号とし、同条第十五号から第十七号を二号ずつ繰り下げ、同条第十四号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十三号を同条第十五号とし、同条第十二号中「第三十一条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十七条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を追加する。

十三 国立公園における生態系維持回復事業計画（自然公園法第三十八条第一項に規定する生態系維持回復事業計画をいう。）の決定及び生態系維持回復事業（同法第二条第七号に規定する生態系維持回復事業をいう。）の実施に関すること。

第六条第十号を第十一号とし、同条第九号中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十一条第一項」に、「利用調整地区（同法第十五条第一項に規定する利用調整地区をいう。

）、海中公園地区（同法第二十四条第一項に規定する海中公園地区をいう。）」「を「海域公園地区（同法第二十二條第一項に規定する海域公園地区をいう。）」、利用調整地区（同法第二十三条第一項に規定する利用調整地区をいう。）」に、「第二十九条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画（自然環境保全法第三十条の二第一項に規定する生態系維持回復事業計画をいう。）の決定及び生態系維持回復事業（同法第三十条の二第一項の規定により行われる生態系維持回復事業をいう。）の実施に関すること。